

令和 6 年 度

令和 6 年 度 下 水 道 施 設 維 持 修 繕 業 務

# 特記仕様書

弘前市 上下水道部 下水道施設課

## 業 務 概 要

下水道施設に関する維持管理（陥没補修・施設補修、応急復旧等）の緊急作業、災害時における予防及び復旧作業、1箇所当たりの規模が小さく、それらが点在しているなど、通常の工事発注になじまない小規模な補修作業等の業務を行うものである。

## 委 託 期 間 又 は 委 託 日 数

○	委託期間 令和7年5月31日まで
	委託日数 日

(適用範囲等)

第1条 この仕様書は、弘前市（以下「発注者」という。）が委託した下水道施設維持修繕業務（以下「作業」という。）に適用する。

2 この仕様書に定めのない軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。

(業務内容)

第2条 受注者は、委託期間中は常に作業ができるよう準備体制を整えておかなければならない。

2 受注者は、発注者が事前に指定する下水道施設（以下「施設」という。）について、作業を実施するものとする。

3 受注者は、台風・大雨・地震・その他の災害・緊急作業時において、発注者の要請があった場合は速やかに対応できる体制を整え、発注者の指示により復旧作業等を実施しなければならない。

4 受注者は、発注者の要請があった場合は、特別の理由が無い限りこれを拒んではならない。

5 受注者は、作業を開始するとき及び完了したときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

(契約)

第3条 作業の遂行にあたって、複数単価契約を結び作業にあたる。

2 契約する単価は、下記の18項目とする。

(1) ダンプトラック (2t 積)

燃料費・損料及びタイヤ損耗費を計上し、一般運転手は含まない1時間当たりの単価。

(2) ダンプトラック (4t 積)

燃料費・損料及びタイヤ損耗費を計上し、一般運転手は含まない1時間当たりの単価。

(3) バックホウ (山積 0.13m<sup>3</sup> [0.1m<sup>3</sup>])

燃料費・損料を計上し、特殊運転手は含まない1時間当たりの単価。

(4) クレーン付トラック (4t、2.9t 吊)

燃料費・損料を計上し、特殊運転手は含まない1時間当たりの単価。

(5) ライトバン (1.5L)

燃料費・損料を計上し、一般運転手は含まない1時間当たりの単価。

(6) 土木一般世話役

土木工事及び重機械の運転又は操作について、相当程度の技術を有し、主として各種作業の指導的な業務を行う者について、1時間当たりの単価。

(7) 特殊作業員

相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として①軽機械を運転又は操作する作業、②合材の敷き均し及び舗装面の仕上げ、③その他、各種作業について必要とされる主体的業務を行う者について、1時間当たりの単価。

(8) 普通作業員

普通の技能及び肉体的条件を有し、主として①掘削・積込み・運搬・敷き均し等、②資材の積み込み・運搬・片付け等、③小規模な作業、④その他、各種作業について必要とされる補助的業務を行う者について、1時間当たりの単価。

(9) 特殊運転手

重機械(道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主としてバックホウ、クレーン付トラックの運転を行う者について、1時間当たりの単価。

(10) 一般運転手

道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許・普通免許)を有し、主としてダンプトラックの運転を行う者について、1時間当たりの単価。

(11) 交通誘導員 A

警備会社の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導警備業務(警備員等の

検定に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る検定に合格した警備員について、1日当たりの単価。

(12) 交通誘導員B

警備会社の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る検定に合格した警備員について、1日当たりの単価。

(13) 舗装補修

⑤再生密粒度As(13F)1t当たりの転圧機械及び諸経費を含んだ1t当たりの単価。(労務費は含まず)

(14) 殻処分

アスファルト及びコンクリート殻を再資源化施設で処理するもので、運搬距離6km以内の再資源化施設受入単価を計上した1t当たりの単価。

(15) 切削工

舗装補修に先立って既設舗装面等を切削するもので、労務費と所要機械の経費等を加えた1現場当たりの単価。

(16) 人孔鉄蓋

人孔鉄蓋(受枠共、600用)1組当たりの単価。(労務費は含まず、耐荷重の指定は無)

(17) 汚水柵鉄蓋

汚水柵鉄蓋(受枠共、3号汚水柵用)1組当たりの単価。(労務費は含まず)

(18) 防護蓋

防護蓋(台座込、200用)1個当たりの単価。(労務費は含まず、耐荷重の指定は無)

3 契約単価については、前項で積算した直接単価に諸経費、消費税及び地方消費税額を加えた額である。ただし、前項(16)、(17)、(18)については、直接単価に消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

(安全管理等)

第4条 作業の安全管理及び技術指導については、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、自己の担当することとなった施設の付属物及び占有物件等の状況について、作業開始前に調査確認し、作業による事故防止に努めなければならない。

3 受注者は、作業にあたっては、常に交通誘導員を配置し、通行人及び一般車両等の誘導に従事させなければならない。

4 受注者は、作業区域前後及び目視の容易な箇所に、業務委託標示板(業務委託標示板記載例参照)を設置し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び一般車両等の安全確保に努めなければならない。

(車両)

第5条 受注者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく、車両検査に合格し、登録番号を有し、関係機関の車両検査及び車両登録された以外の車両を、作業に使用してはならない。

(騒音の防止)

第6条 受注者は、作業にあたっては、できる限り騒音の防止に努めなければならない。

(作業日報等の作成)

第7条 受注者は、作業を実施したときは、発注者の定める作業日報を作成し、発注者の指定する日までに、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、作業実施後、発注者の定める作業日報を作成し、速やかにFAXにて報告すること。

3 受注者は、作業を実施したときは、出来形管理図表・作業写真を1部整備しなければならない。

(業務実施報告書)

- 第8条 受注者は、作業発生月ごとに、発注者の定める業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の業務実施報告書には、前条第3項に定める出来形管理図表・作業写真を添付しなければならない。
  - 3 舗装補修を行った場合には、合材の納品書(伝票)を出来形管理図表に添付しなければならない。
  - 4 産業廃棄物が発生した場合には、マニフェストA票とD票の写しを添付しなければならない。
  - 5 業務実施報告書は作業発生月の翌月9日までに提出しなければならない。
  - 6 作業発生月が3月もしくは5月であった場合、業務実施報告書はその月末までに提出しなければならない。ただし、提出日が土日・祝日であった場合はその前営業日までに提出しなければならない。

(暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務)

- 第9条 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について)

- 第10条 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収した当該排水の処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、「産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む」「施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む」等により、適正に対応しなければならない。

(弘前市情報セキュリティポリシーの遵守)

- 第11条 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(契約後の提出資料)

- 第12条 受注者は、発注者と契約を締結した後、速やかに連絡先調書(別紙様式参照)を発注者に提出すること。

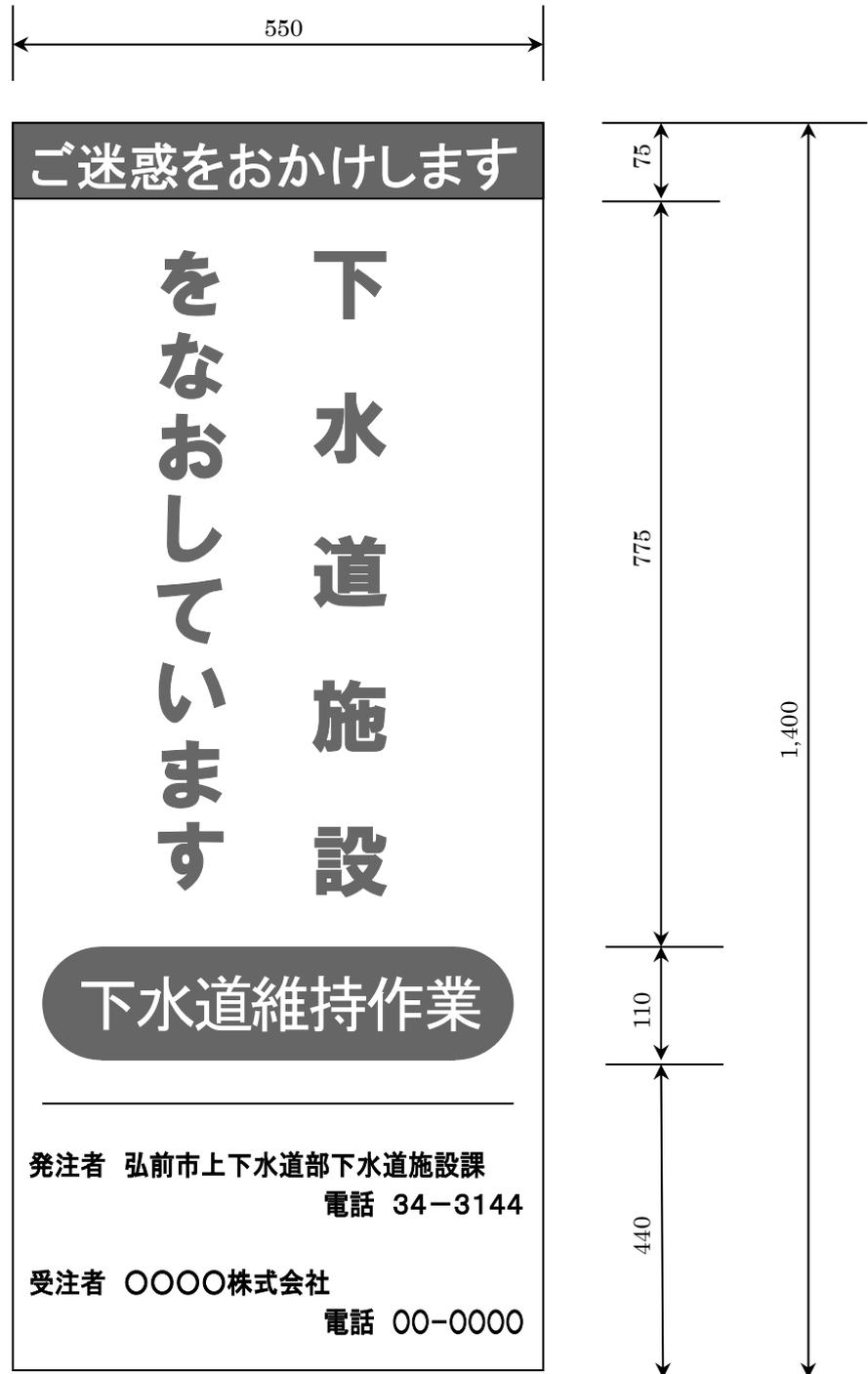
(その他)

- 第13条 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限り協力すること。
- 第14条 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議するものとする。

# 業務委託標示板

業務委託標示板は、下記の記載例のとおりとする。業務区間の見やすい箇所に設置する。

業務委託標示板（記載例）



単位：mm

- 注（１）色彩は「ご迷惑をおかけします」、「下水道維持作業」は青地に白抜き字とする。  
（２）「下水道施設をなおしています」等業務内容については青文字とする。  
（３）その他の文字及び線は、黒色、地を白色とする。

連絡先調書

「令和6年度 下水道施設維持修繕業務」契約業者 御中

- ◆ 業務を履行するにあたり、情報提供をお願いします。
- ◆ 下表の項目に必要な事項を記入してして、下記アドレスに送信ください。

tom2-sutou@city.hirosaki.lg.jp → 下水道施設課 田村 宛て  
電話 34-3144  
FAX 35-4817

会社名	
会社電話番号	
会社FAX番号	
会社若しくは担当者 アドレス	

第1担当	氏名	
	携帯番号	
	緊急連絡先	

第2担当	氏名	
	携帯番号	
	緊急連絡先	

第3担当	氏名	
	携帯番号	
	緊急連絡先	

※ 担当者は3名を基本とします（緊急連絡時に誰かには連絡がつけられるよう）。  
※ 止むを得ず2名又は1名の配置の場合は、その旨を下水道施設課へ申し出て下さい。

(別紙様式2)

課長	課長補佐	係長	係

# 業務実施報告書

令和 年 月 日

弘前市上下水道事業  
弘前市長様

住所  
受注者 商号又は名称  
代表者職氏名

貴市と業務委託契約を締結した下記業務の 月分について報告します。

- 業務名称 令和6年度 下水道施設維持修繕業務
- 委託期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
- 契約年月日 令和 年 月 日
- 今回請求額 ¥ \_\_\_\_\_ (うち消費税及び地方消費税額 ¥ \_\_\_\_\_ )
- 業務内容 詳細については、業務内訳書のとおり

# 業務内訳書

業務名称	令和6年度 下水道施設維持修繕業務
作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)

No.	種別	数量	単位	単価	請求金額	備考
1	ダンプトラック(2t積)		時間			
2	ダンプトラック(4t積)		時間			
3	バックホウ		時間			
4	クレーン付トラック		時間			
5	ライトバン		時間			
6	土木一般世話役		時間			
7	特殊作業員		時間			
8	普通作業員		時間			
9	特殊運転手		時間			
10	一般運転手		時間			
11	交通誘導員(A)		日			
12	交通誘導員(B)		日			
13	舗装補修		t			
14	殻処分		t			
15	切削工		現場			
16	人孔鉄蓋		組			
17	汚水樹鉄蓋		組			
18	防護蓋		個			
合計		-	-	-		